

# 資源物とごみの 分け方・出し方ガイドブック

マンガで分かる



マンガの登場人物



ぼく



おばあちゃん



収集員

茨木市環境キャラクター



くるっく



どんぐりぼうや



ポッポ



エピソード1	3Rと資源物・ごみの分別	1・2
エピソード2	資源物～缶・びん・ペットボトル～	3・4
エピソード3	資源物～古紙・古布～	5・6
エピソード4	ごみ～普通ごみ、粗大ごみ(小型)、粗大ごみ(大型)～	7・8
エピソード5	資源物やごみの出し方	9・10

目

◆コラム 「雑がみ」も立派な資源物!!・「在宅医療廃棄物」の出し方にご協力を・

「生ごみ処理容器」でごみの減量、有効利用に取り組もう!! 11・12

◆臨時ごみ、動物の死体 13・14

◆家電リサイクル法対象品目、パソコン 15

◆小型家電、水銀使用製品 16

◆市では収集できないごみ、事業系ごみ 17

◆貸与物品、スマイル収集、資源物の持ち去りは禁止です!、ごみ分別アプリ「茨ごみプリ」 18

次

缶・びん・ペットボトル  
古紙・古布  
普通ごみ  
粗大ごみ  
～粗大ごみ～  
臨時ごみ  
動物の死体  
家電リサイクル法対象品目  
パソコン  
小型家電  
水銀使用製品  
市では収集できないごみ  
事業系ごみ



平成30年(2018年)3月  
茨木市



## 1 3Rとは？

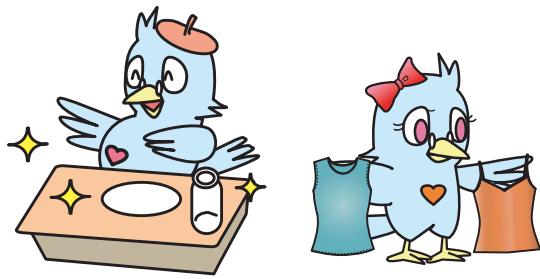
### リデュース **Reduce** 発生抑制

『ごみになるものを増やさない』

不必要なものは持たない、買わない、もらわない。

◆ 買う前に、本当に必要かを考える。

◆ 食事は材料を無駄なく使い、食べ残しをしない。



### リユース **Reuse** 再 使用

『使えるものはくり返し使う』

まだ使えるものは捨てず、他に使う人がいたらやづる。

◆ 使わなくなったものは、引き取り・販売制度を利用する。

◆ 壊れたものは修理して使う。



### リサイクル **Recycle** 再生利用

『資源としてもう一度使う』

資源としてなら使えるものを分別して生まれ変わらせる。

◆ 分別し、資源物の日に出すか地域の集団回収を利用する。

◆ リサイクル商品を買うようにする。

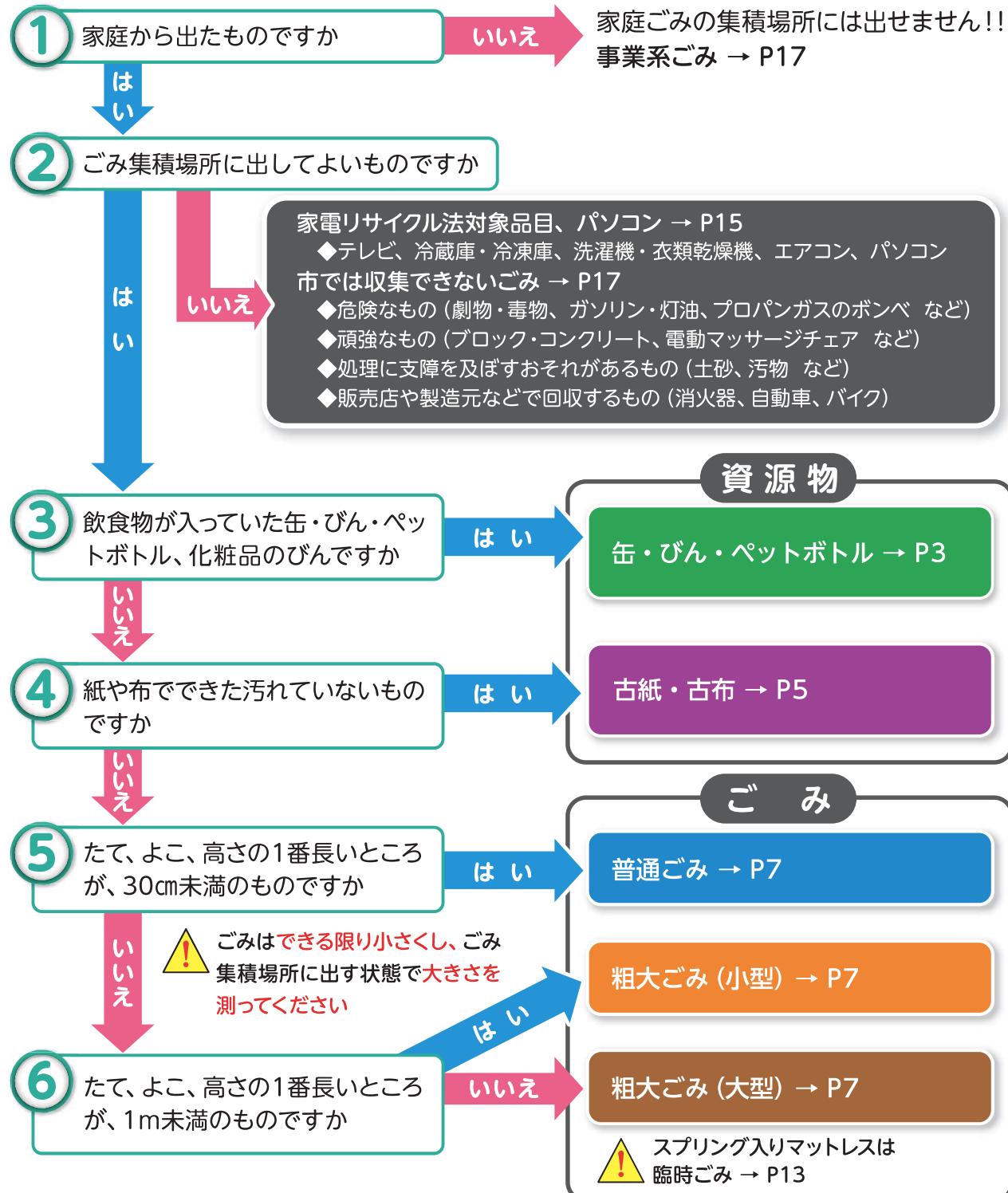


## 2 資源物とごみの分別



茨木市の分別方法はすごく単純なんだ!!

まず資源物かごみかを考えて、次にごみは大きさで判断するんだ!!



出し方の詳しい内容は、次のページから

「スマートフォンを使って、ごみ出しをスマートに!!」 詳細は、ごみ分別アプリ「茨ごみプリ」(P18)

## エピソード2

## 資源物～缶・びん・ペットボトル～



資源物の日に出す 缶・びん・ペットボトルとは？



## 1〉 どんなもの？

## 缶



缶は缶でも、飲食物の缶（アルミ缶、スチール缶、缶詰の缶など）

- ◆スプレー缶やカセットボンベなどは必ずすべて使い切った後、穴を開け  
普通ごみ へ

## びん



びんはびんでも、飲食物または化粧品のびん

- ◆その他のびんは 普通ごみ へ\*
- ◆割れたびんは新聞紙など紙で包み「ガラス」と表示し、普通ごみ へ\*
- \*大きさによっては、粗大ごみ(小型) または 粗大ごみ(大型) の場合もあります。
- ◆リターナブルびん（牛乳・ビール・清酒のびんなどに使われている、繰り返し再使用されるびん）は購入店へ返却

## ペットボトル

飲食物の容器の中で、PETボトルの法定識別マークが表示されているもの

PETボトルの  
法定識別マークマークが示して  
いる部分

- ◆プラスチック製容器包装の法定識別マークが表示されているものは 普通ごみ へ
- ◆ラベル・キャップは 普通ごみ へ

プラスチック製容器包装  
の法定識別マーク

## 2) 集積場所へ出す前には?

### ●容器の中を水洗いする

(中身が残っているものは収集できません。)

中身を出して軽く水で洗ってください。)



### ●ラベル・キャップをはずす

(ラベル・キャップは容器本体と異なる素材のため、**普通ごみ** に出してください。)

**!** 缶・ペットボトルは**できるだけ潰して小さく**してください。

## 3) 集積場所へ出すときは?

### ●缶・びん・ペットボトルを**それぞれ別々の袋** (中身の見える45㍑までの透明袋) に入る

### ●袋の口をしっかり結ぶ

### ●集積場所内では、缶・びん・ペットボトルに仕分けして置く



**!** びん回収箱 詳細は、貸与物品(P18) を利用するときは、袋に入れず、直接箱に入れてください。

## おさらい



### どんなもの?

【缶】飲食物の缶

【びん】飲食物または化粧品のびん

【ペットボトル】飲食物の容器で、PETボトルの法定識別マークが表示されているもの

### 集積場所に出す前は?

◆容器の中を水洗いする ◆ラベル・キャップをはずす (ラベル・キャップは普通ごみへ)

### 集積場所へ出すときは?

◆缶・びん・ペットボトルを**それぞれ別々の袋** (中身の見える45㍑までの透明袋) に入る

◆袋の口をしっかり結ぶ

◆集積場所内では、缶・びん・ペットボトルに仕分けして置く

## みんなで進めよう「再生資源集団回収」!!

ごみの減量や資源の有効利用を図るために、自治会やこども会などが自主的に缶・びん・ペットボトルや古紙・古布などの資源物を集め、回収業者に引き取ってもらう活動を再生資源集団回収と言います。

### 再生資源集団回収のはじめ方

#### ★回収する品目を決めましょう

回収しやすい品目から始め、徐々に回収品目を増やしていくのもひとつの方法です。



#### ★役割分担を決めましょう

回収業者と連絡する係、場所を確保する係、PRする係、会計する係など役割分担を決めましょう。

#### ★回収業者と相談しましょう

近くの連絡の取りやすい回収業者を選んで、回収日時・場所・回収品目・回収方法・代金の支払い方法・雨天時の方法などを相談しましょう。

#### ★PRを早めにしましょう

ある程度資源物が集まらないと業者も引き取ってくれません。初めて実施するときは、チラシ、ポスター、回覧板などで早めにPRしましょう。

### 再生資源集団回収報奨金制度

市では、再生資源集団回収報奨金制度を設け、地域の積極的な集団回収を支援していますので、ぜひご利用ください。

詳細は資源循環課 ☎ 072-620-1814までお問い合わせいただくか、[茨木市 集団回収報奨金](#) 検索 で検索してください。



## 1 どんなもの?

### 古紙

つぎの4種類のいらなくなつた紙

- 新聞（折込ちらしも含む）
- 雑誌
- 雑がみ（食料・日用品の紙箱や包装紙、封筒など）
- 段ボール（断面が波状になっているもの）
- ◆引越し用段ボールは引越し業者へ



雑がみについては、  
11ページで詳しく説明しているから、  
必ず確認してね!!



### 古布

衣服、タオルなどの布類



つぎのような布類は資源物にはなりません。大きさで判断し 普通ごみ または

粗大ごみ(小型) 粗大ごみ(大型) へ

- カーペットやじゅうたんなどの敷物類
- 汚れのひどいもの（カビ、ペンキ、油汚れ、ペット用に使用したもの、薬品等の臭いのあるものなど）
- 小物（かばん、くつ、ぬいぐるみ）



## 2) 集積場所へ出す前には？

### 古紙

- 箱になっているものは開いて平らに伸ばす
- 紙以外の異物を取り除く  
(粘着テープ、とじ紐、金属クリップ類、フィルム類、プラスチック製品、セロハンなど)
- 雑がみはこぼれ落ちないよう、雑誌にはさみ込むなど、雑誌と一つにまとめる



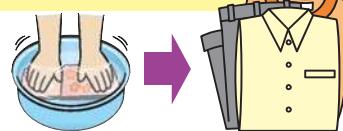
「新聞」、「雑誌・雑がみ」、「段ボール」の品目ごとに分別してください。  
(品目によってそれぞれ別の用途の紙に再生されます。)



異物は絶対に取り除いてね!!

### 古布

- 洗濯し、必ず乾かし、清潔な状態にする



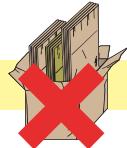
## 3) 集積場所へ出すときは？

### 古紙

- 「新聞」、「雑誌・雑がみ」、「段ボール」の品目ごとに、紐で十文字に結束する



段ボールを段ボールに詰めて出さないでください。



### 古布

- 中身の見える45㍑までの透明袋に入れて出す



### どんなもの？

【古紙】新聞、雑誌、雑がみ、段ボール（4種類）  
【古布】衣服、タオルなどの布類

### 集積場所に出す前は？

【古紙】箱は開いて伸ばし、紙以外の異物は取り除く  
【古布】洗濯・乾燥し、清潔な状態にする

### 集積場所へ出すときは？

【古紙】「新聞」、「雑誌・雑がみ」、「段ボール」の品目ごとに紐で結束する

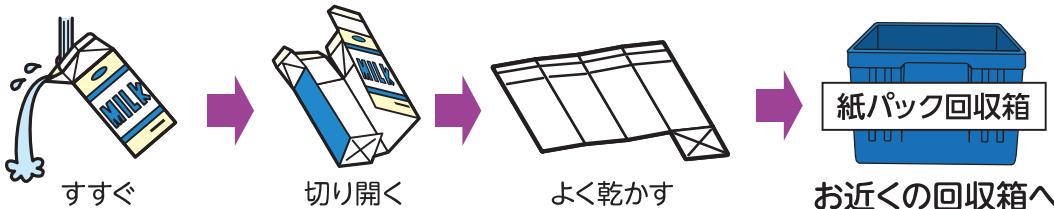
【古布】中身の見える45㍑までの透明袋に入れて出す

## 紙パックは集団回収や拠点回収へ

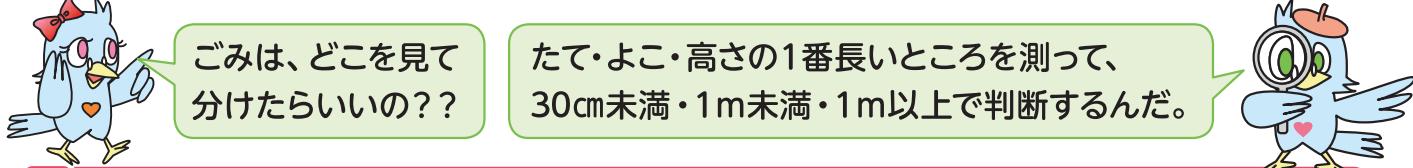
牛乳などが入った紙パックは、地域で集団回収を行っている（回収品目に紙パックを入れていない場合もあります）ほか、市役所本庁・環境事業課（環境衛生センター）・北辰出張所・公民館など一部の公共施設に回収箱を設置して拠点回収を行っています（回収場所の詳細は市HPでご確認ください）。

なお、回収している紙パックは内側が白いものが対象で、内側が銀色や茶色のものは 普通ごみ です。

### 紙パックの出し方



**お知らせ 小中学校での古紙の拠点回収廃止** 平成30年4月1日から小中学校での古紙の拠点回収を廃止しています。他の公共施設での回収は継続していますので、引き続き拠点回収をご利用いただくとともに、地域での集団回収や月1回の市の資源物（古紙・古布）の収集をご利用ください。



## 1 どんなもの?

### 普通ごみ

●たて・よこ・高さの1番長いところが **30cm未満** のごみ

### 粗大ごみ(小型)

●たて・よこ・高さの1番長いところが **30cm以上1m未満** のごみ

### 粗大ごみ(大型)

●たて・よこ・高さの1番長いところが **1m以上** のごみ

(ただしいずれか一辺が1m未満でなければ、収集できません)

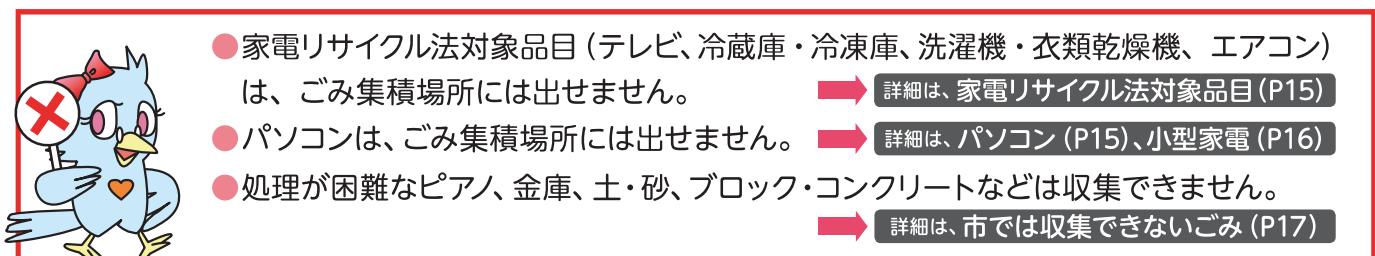
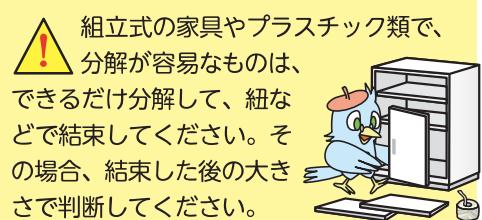
### リサイクルにご協力ください

●小型家電は、宅配回収サービスや拠点回収もご利用ください。

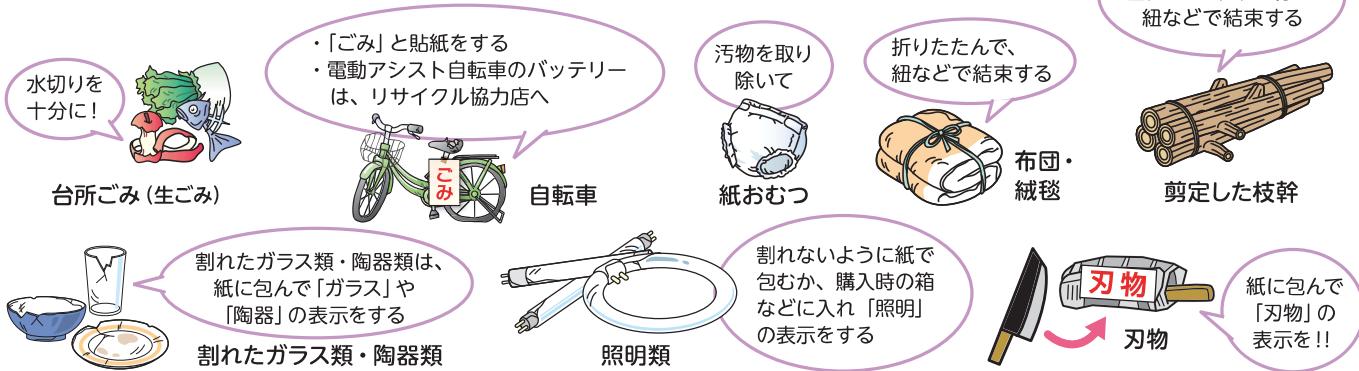
➡ 詳細は、**小型家電 (P16)**

●蛍光管・電池類については、拠点回収もご利用ください。

➡ 詳細は、**水銀使用製品 (P16)**



## 2) 集積場所へ出す前には？



**カセットボンベ・スプレー缶類は、完全に使い切り、穴をあけて下さい！**

穴を開ける時は扱い方を間違えると、爆発や火災など、大きな事故につながります。安全のため、ガス抜きや穴を開ける作業は、必ず屋外で、また風通りがよく火気のない場所で作業を行うようにしてください。

**★不要なライターもガス抜きしてから捨てましょう！**



●見られたくないごみは、必要最小限の新聞紙などで包んでください。

## 3) 集積場所へ出すときは？

- 普通ごみは中身の見える45㍑までの透明袋で、袋の口をしっかりと結んで出してください。
- 粗大ごみ（小型）、粗大ごみ（大型）は袋や段ボール箱などに入れず、そのまま出してください。
- 1家庭1回につき普通ごみは3袋、粗大ごみは3点までです。一度に多量に排出される場合は、通常収集では収集できません。臨時ごみ収集（有料）の申込みが必要です。

➡ 詳細は、臨時ごみ（P13）

- スプリング入りマットレスは、臨時ごみ収集（有料）の申込みが必要です。

➡ 詳細は、臨時ごみ（P13）

- つぎのものは、他のごみとは分け、貼紙をしたうえで、集積場所内でもその貼紙が見えるようにして出してください。

- ◆割れたガラス類・陶器類・照明類、刃物 → 貼紙には“品目”を表示
- ◆カセットボンベ・スプレー缶類 → 貼紙には“穴あけ済み”と表示
- ◆使い捨てライター → 貼紙には“ガス抜き済み”と表示

こうしておくと、危険なものがすぐに分かるね



## カラスによる被害を防ぐには

### 生ごみは隠して排出する

生ごみは見えないように新聞紙や紙袋で包むなど、中身が見えないようにしてから、中身の見える45㍑までの透明袋に入れましょう。

また、地味な色のごみとなるべく外側にして出すようにすると狙われにくくなります。カラスは視覚で判断し、狙いを定めます。

### 防鳥ネットでごみをしっかり覆う

市ではごみ集積場所を管理している自治会や地域の団体に、防鳥ネットの貸し出しを行っています。 ➡ 詳細は、貸与物品（P18）

ネットのサイズが小さかったり、横にすき間があったりすると、そのすき間からカラスが入り込んでごみを荒らしてしまいます。ネットは、ごみ全体を覆い、ペットボトルの重しなどですき間ができる工夫をして、効果的に使用してください。





## 1 ごみ集積場所内でも分別品目ごとに仕分けしてください

分別していただいた缶・びん・ペットボトルなどの資源物は別のルートでリサイクルするため、それぞれ別々の車で収集しています。

ごみ集積場所の中でそれぞれの袋を混在して置かれてしまうと、仕分けに時間を要し、収集の遅れや漏れ、交通渋滞の原因になります。

また、資源物やごみの収集日が重なっている場合も、資源物とごみは別車両で収集しておりますので、ごみ集積場所の中で仕分けして置いていただきますようご協力をお願いします。



混在して置かれた資源物

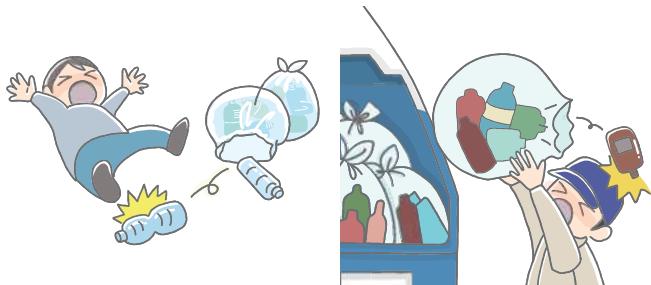


整理して置かれた資源物



## 2 袋の口は必ずしばってください

特に缶・びん・ペットボトルについて、袋の口がしばられていないことがあります。風で中身が飛ばされて散乱したり、収集作業中に中身がこぼれてしまうことがあります。スムーズに収集できないだけでなく、通行人に接触する恐れもあります。袋の口は必ずしばってください。



## 3 資源物が混合したりごみが混入している袋は収集できません

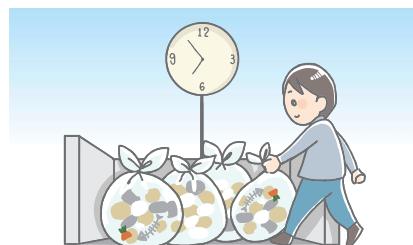
缶・びん・ペットボトルのうち2種類以上が混合して入っている袋や、ごみが混入している袋は収集できません。

また、中身が残っているものやたばこの吸殻などの異物が混入しているものも収集できません。



## 4 資源物やごみは収集日当日に、朝8時までに出してください

資源物やごみの収集は朝8時から開始しており、また、収集時間は当日の資源物やごみの量や交通事情に大きく影響を受けますので、必ずしも同じ時間帯に収集できる訳ではありません。必ず朝8時までに出すことを徹底してください。



## 5 危険物は適正に処理した上で、他のごみと別に置いてください

ガラス・陶器が割れたものや刃物は、安全に収集するために、新聞などにくるんで“品目名”を明示した上でお出しください。

また、引火性があるものについては、スプレー缶は使い切ったあと穴を開け、ライターはガス抜きを行うなどの処理をした上でお出しください。

これらのものは、別の袋に入れ、他のごみと区別してごみ集積場所に置いてください。



### 分別やルールを守らずに出された資源物やごみは収集されません!!

分別を間違えて出されたもの、収集後に出てきたもの、出し方のルールを守らず出されたものは収集されずに、ごみ集積場所に残ってしまいます。

ごみ集積場所に資源物やごみが残ってしまうと、地域の方のご迷惑になってしまいます。

資源物やごみは出す前にルールを確認することを徹底し、万が一出したものが収集されなかった場合は速やかに持ち帰るなど地域の環境美化に協力してください。



## コラム

# 「雑がみ」も立派な資源物!!

普通ごみに捨てないで!



Q “雑がみ”という分別品目を知ってる?

A 下のような紙ごみを雑がみと言うよ。雑がみも他のごみと分別することでリサイクルできるんだ!!



## 雑がみ



ちらし・コピー紙



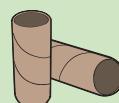
紙袋



包装紙



値札



トイレットペーパー  
・ラップの芯

ビニールやセロハンは取り除く



封筒・はがき  
(圧着はがきは除く)



台紙類

ティッシュ箱のビニールは取り除く



ティッシュ・お菓子などの紙箱

金具は取り除く



カレンダー

## 雑がみは雑誌とまとめて、

## 古紙へ

新聞紙



段ボール



## 雑誌



## 雑がみ

### ★雑がみの出し方★

雑誌と一緒に紐でしばって出してください。  
(紙箱は開いて平らに伸ばしてください)



### 対象外のもの



アイスなどの  
紙製容器



写真



紙コップ・紙皿



臭いのついた紙



紙パック識別マーク  
の表示がないパック



酒



汚れた紙



感熱紙  
(レシートなど)



カーボン紙



圧着はがき



アイロンプリント紙



シュレッダー古紙



←紙製容器包装識別マークがついていても、すべて「雑がみ」に出せるわけではありません。

紙以外の粘着テープ、プラスチック、金属などの付属品も「雑がみ」と一緒に出さないでください。

## コラム

# 「在宅医療廃棄物」の出し方にご協力を

「在宅医療廃棄物」とは、医師・看護師などが患者宅へ出かけて治療を行う往診・訪問診療等で出たり、患者や家族が医師の指導管理のもと家庭で使用し生じた医療廃棄物のことです。これらの「在宅医療廃棄物」を誤った方法で廃棄すると感染症などを生じることがあります。ごみの安全・安心な処理を行うため、ルールを守って出してください。

針がついたままごみに出してしまうと、とても危ないから、みんな守ってね!!

## 受け取った「医療機関」「薬局」へ返すもの

### ●注射針類

往診や訪問治療で用いた注射器の針や、点滴などの針、ペン型自己注射器の針、自己穿刺針など  
※針のない注射器のみの場合は、普通ごみに出せます。



◆必ずキャップをつけて、中身の見える空きびんなどの丈夫な容器に入れて保管してください。

## 「普通ごみ」として出すもの

### ●針のついていない注射筒

### ●針のついていないチューブ類・カテーテル類

### ●腹膜透析(CAPD)パック、栄養剤パック

### ●ストーマ袋、導尿用バッグ、紙おむつ\*

### ●服用しなかった薬、薬の外袋(紙)

### ●ガーゼ類、脱脂綿類、マスク



◆在宅医療廃棄物は新聞紙などで包み、その上でビニール袋に入れ、他の普通ごみと一緒に中身が見えるごみ袋に入れて出してください。

※ストーマ袋、紙おむつ内の便などの汚物は、必ずトイレに流してから出してください。

## 「缶・びん・ペットボトル」として出すもの

### ●経腸栄養剤の缶など

### ●製剤錠剤や飲み薬の入ったびんなど

◆内容物が残っていれば中身を捨てて、中をすすいでください。

◆キャップ・ラベルは、はずせる範囲ではずしてください。

◆びんをごみ集積場所の回収箱に出す時は、袋から出して入れてください。



## コラム

# 「生ごみ処理容器」でごみの減量、有効利用に取り組もう!!

家庭から出るごみのうち、粗大ごみを除くと多くが生ごみと言われています。生ごみは生ごみ処理容器を使用し、分解や乾燥をさせることで堆肥になり、家庭菜園やガーデニングに利用できます。茨木市では、生ごみを資源として有効活用するため、生ごみ処理容器を購入・設置する方に購入費の一部補助を行っています。生ごみを減量し、普段のごみ出しを楽にしてみませんか?



### 生ごみ処理容器等設置補助金

#### 電源を必要としないコンポスト容器

- 購入費の2分の1(1基につき上限5千円)
- 1世帯あたり5年以内に2基まで

#### 電源を必要とする生ごみ処理機

- 購入費の2分の1(1基につき上限2万円)
- 1世帯あたり5年以内に1基まで

⚠ 申請手続き前に商品を購入された場合は、補助が受けられなくなります!! まずは、申請の手続きをお願いします。



詳細は資源循環課 ☎ 072-620-1814 までお問い合わせください。

茨木市 生ごみ処理容器等設置補助金

検索

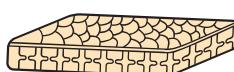
で検索を

# 臨時ごみ

## 対象品目



●一度に多量に出るごみ  
(例:家の整理、引越しに伴うもの)



●スプリング入りマットレス

上記のものは通常の収集には出せません。下記の方法で処理してください。

## 臨時収集

### 1 申込み



前日までに、電話で収集の申込みをしてください。

**TEL.072-634-0351 環境事業課 業務係**

受付時間: 午前8時45分～午後5時15分

※土・日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

- 申込み時に、住所・氏名・電話番号・品目・個数・出される場所・収集希望日などをお聞きします。
- 収集日は月・火・水・木・金で、先着順です。  
(予約状況によっては希望日で受付できないことがあります。)
- 資源物の収集はできません。



### 2 ごみ出し

収集当日の朝9時までに、「臨時ごみ」と貼り紙をして出してください。

- 出す場所は申込み時に調整して決定します。
- 収集時間の指定ができないため、立ち会いはしていただいておりません。
- ごみの状態が、申込み内容と異なる場合や他の方が出されたごみと混在している場合は、市側で収集するものを判断いたします。この場合、再収集や収集後の手数料の変更はできません。
- 朝9時までに出されていないごみについては収集できません。
- 家中からの運び出しはできません。



### 3 納付

後日、納付書を送付しますので、指定の金融機関で納付してください。

#### 【料金】

種類	処理手数料
スプリング入りマットレス	300円／枚
それ以外の臨時ごみ	60円／10kg

## 自己搬入

### 1 申込み



前日までに、電話で搬入の申込みをしてください。

**TEL.072-634-1627 環境事業課 施設係**

受付時間: 午前8時45分～午後5時15分

土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

- 申込み時に、住所・氏名・電話番号・品目・個数・搬入希望日(期間)・搬入回数をお伝えください。
- ※依頼者(ごみの発生元)と搬入者(実際に持ち込む方)が異なる場合は、両方の住所・氏名・電話番号をお伝えください。  
また、搬入時に「廃棄物処理依頼書」が必要となります。
- ※住所以外の場所からごみが発生する場合は、発生場所もお伝えください。



### 2 申込書提出

環境衛生センターの事務室で受付をしてください。

受付場所: 管理棟2階事務室

- 窓口で、「廃棄物搬入申込書」に記入していただきます。  
※申込書には、電話申込み時の内容と搬入車両のナンバーを記入していただきます。



### 3 搬入

計量所を通り、ごみを指定場所に捨ててください。

搬入時間: 午後1時00分～午後4時00分

※土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

- 受付後に発行する搬入書を計量所でお渡しください。
- ごみを捨てた後、計量所で処理手数料をお支払いください。  
(現金のみ)

種類	処理手数料
臨時ごみ全般	60円／10kg

## 自治会清掃などによる臨時ごみは無料で収集します

- ◆上記の手順に従い、臨時収集または自己搬入をご利用ください。処理手数料はかかりません。
- ◆水路などの清掃に伴う土砂は、右の下水道施設課 072-620-1667へ電話で申込みをしてください。

# 動物の死体

## 対象

- ペットまたは野良動物の死体



- 動物の死体は、専用の火葬炉で焼却します。
  - 自己搬入の場合のみ、火葬後の収骨を選択できます。
- ※収骨容器をご用意ください。  
(金属、陶器、耐熱ガラス製のもの)

動物の死体は下記の方法で処理することができます。

## 臨時収集

### 1 申込み



電話で収集の申込みをしてください。

**TEL.072-634-0351 環境事業課 業務係**

受付時間：午前8時45分～午後5時15分

※土・日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

- 申込み時に、住所・氏名・電話番号・種類・頭数・出される場所などを聞きします。



### 2 収集準備

申込み時に決定した場所に出してください。

- 動物の死体は、袋か段ボールに入れてください。
- 必ずしも収集時に立ち会う必要はありません。
- 一般のごみ収集車(パッカー車)で伺いますが、ごみなどとは区別して持ち帰り、環境衛生センターの動物火葬炉で火葬します。



### 3 納付

後日、納付書を送付しますので、指定の金融機関で納付してください。

#### 【料金】

種類	処理手数料
ペット	2,000円／体
野良	無料

- 手数料の内訳は、収集と火葬が各1,000円／体です。

#### ご注意

飼い犬が死亡した時は、市民生活相談課  
市民生活係 072-620-1603へ届け  
出してください。



## 自己搬入

### 1 搬入申込

環境衛生センターで受付をしてください。

受付時間：午前9時00分～午後3時00分

※収骨を希望する場合は午後2時まで

#### 受付場所

月曜日～金曜日 …… 管理棟2階事務室

土曜日・祝日 …… 計量所

日曜日 …… 管理棟1階守衛室

※日曜日はお預かりし、翌日以降に火葬します。

ただし、収骨希望の場合はお預かりできません。

- 電話による申込みは必要ありません。また、受付順の取り扱いとなる為、予約はできません。

- 受付時間内でも、受付状況によっては当日中の火葬ができない場合があります。この場合、お預かりして、翌日以降に火葬します。ただし、収骨を希望される場合は、お預かりできません。

- 受付時に手数料をお支払ください。(現金のみ)

#### 【料金】

種類	処理手数料
収骨しない場合	1,000円／体
収骨する場合	5,000円／体



### 2 火葬場移動

火葬場へ移動し、作業員へお渡しください。

- 動物の死体は、袋か段ボールに入れてください。
- 副葬は原則不可です。特に缶などの不燃物やプラスチックなどを一緒に入れて火葬することはできません。
- 収骨を希望される場合は、作業員が収骨ができる時刻をお伝えします。(1体につき、1～3時間程度かかります)

詳細は、環境事業課 施設係 072-634-1627まで



動物慰靈碑



管理棟  
(平日・日曜の受付)



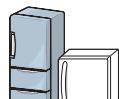
計量所  
(土曜・祝日の受付)

# 家電リサイクル法対象品目

## 対象品目



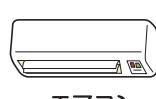
テレビ



冷蔵庫、冷凍庫



洗濯機、衣類乾燥機

エアコン  
(室外機、室内機を含む)

これらの4品目は「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」によって、  
リサイクルすることが定められているんだ。販売店が家電を集めて、メーカーが  
責任をもってリサイクルし、その費用を消費者が負担するんだ。



## 廃棄方法

### 方法1 自分で指定引取場所に持込む

(リサイクル料金がかかります)

郵便局でリサイクル料金を支払い、  
最寄の指定引取場所に運んでください。

#### ◆◆◆ 指定取引場所 ◆◆◆

- 佐川急便(株)千里営業所 ●日本通運(株)茨木支店  
茨木市豊川五丁目555-1 茨木市上郡一丁目5-17  
電話: 072-641-5000 電話: 072-643-5091

#### リサイクル料金は…

メーカーによって金額が異なります。  
詳細は家電リサイクル券センターへ問い合わせください。

#### 家電リサイクル券センター

電話: 0120-319-640

家電リサイクル券センター  で検索を

### 方法2 収集を依頼する

(リサイクル料金と収集運搬料金がかかります)

#### 買替えですか?

はい

#### 以前に購入した販売店がわかりますか?

はい※

いいえ

- ◆買替えまたは購入した小売店へ処理を依頼する  
買替えまたは購入した小売店は引取の義務があります。

※ただし、購入した販売店が引越しなどにより遠方にある場合や廃業した場合は「いいえ」に進んでください。

#### ◆近くの家電量販店へ処理を依頼する

家電販売店に引取義務はありませんが、対応してくれる店舗も多くあります。

#### ◆市に収集運搬を依頼する

時間指定や家のなかからの運び出しができません。  
また事前に郵便局でリサイクル料金を支払ってください。

なお、収集運搬料は1台あたり

- ・エアコン、冷蔵庫・冷凍庫(250リットル未満)、  
洗濯機・衣類乾燥機、テレビ ..... 3,500円
- ・冷蔵庫・冷凍庫(250リットル以上) ..... 5,000円

# パソコン



パソコンは「資源有効利用促進法」によって、メーカーによる回収、リサイクルが義務づけられているんだ。回収後は、分解され、鉄・銅・アルミニウム・金・銀などが回収され、資源として生まれかわるんだ。

## 対象品目

○ 対象となるもの ..... パソコン、マウス、キーボード、液晶ディスプレイ、スピーカー、ケーブルなど  
(メーカー出荷時に同梱されていた標準添付品) であって、パソコンと一緒に排出されたもの

✖ 対象となるものの例 ..... プリンター、スキャナーなどの周辺機器、ワープロ専用機など

## 廃棄方法

### 方法1 宅配回収を利用する

詳細は、小型家電(P16)

### 方法2 回収拠点に持っていく

詳細は、小型家電(P16)

(ただし、回収ボックスの投入口(35cm×20cm)に入るものに限る)

### 方法3 メーカーに電話で回収の申込みをする

方法3を利用する場合、廃棄するパソコンにパソコンリサイクルマーク(左絵)がついていないものについては、リサイクル料金の支払いが必要です  
(方法1・2を除く)。料金については、メーカーにお問い合わせください。

PCリサイクルマークとは…平成15年(2003年)10月以降に販売された家庭向けパソコンに貼付されているもので、このマークの付いたパソコンは、廃棄時に新たな料金をご負担いただことなく、廃棄いただけます。

回収するメーカーがないパソコンはパソコン3R推進協会に回収を申込んでください。

#### パソコン3R推進協会

電話: 03-5282-7685

パソコン3R推進協会  で検索を



リサイクル

# 小型家電

## 対象品目



## 宅配回収

パソコンを含む場合の1箱は

無料

パソコンを含む400品目以上の小型家電が対象

茨木市はリネットジャパン(株)と協定を締結しており、市民の方はパソコンを含む回収においては同社のサービスを無料で利用いただけます。

(パソコン以外の小型家電だけの場合は、1箱1,500円(税抜)※)

※料金は平成30年3月31日現在のものです。

詳細は、リネットジャパン(株) ☎0570-085-800までお問い合わせいただくか、[リネットジャパン](#) 検索 を

### リネットジャパン(株)のサービスの流れ

#### 1 申込み



インターネットから  
申込み

#### 2 回収物を詰める



箱に入れば何点でも  
詰められます!  
段ボール箱などに詰める

箱の規定は  
3辺合計  
140cm以内  
重量  
20キロ以内

#### 3 佐川急便が回収



佐川急便が、希望日時  
に回収に伺います。

●段ボール箱は、ご自身でご用意ください。有料オプションで専用段ボール(1箱398円(税抜)※)もご注文できます。●パソコンには、データ消去サービスもあります。●FAX申込を希望の方は、専用用紙を配布していますので、資源循環課 ☎072-620-1814 にお問い合わせください。

## 拠点回収

無料

回収ボックスの投入口(35cm×20cm)に入る家電品全般が対象

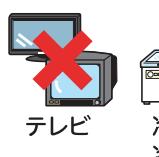
◆箱や袋には入れず、電池や説明書類は取り外し、本体のみ出しください。

◆携帯電話やパソコンなどの個人情報は必ず消去してください。



宅配回収でも拠点回収でも難しい場合は、大きさで判断し、  
**普通ごみ**、**粗大ごみ(小型)**または**粗大ごみ(大型)**に  
(ただし、パソコンについては ➡ 詳細は、パソコン(P15))

### 宅配回収・拠点回収のどちらでも回収できないもの



テレビ



冷蔵庫、  
冷凍庫



洗濯機、  
衣類乾燥機



エアコン、  
室外機

これらの家電リサイクル法  
対象品目は回収できません!!  
➡ 詳細は、家電リサイクル法  
対象品目(P15)

## 回収場所

(平成30年3月31日現在)

### 生涯学習センター

所在地：畠田町1番43号  
電話番号：072-624-8182  
開館：9:00～22:00  
(火曜日、年末年始を除く)

### 中条図書館

住所：東中条町2番13号  
電話番号：072-622-2476  
利用可能：  
(月・火) 8:45～17:15  
(水～金) 8:45～20:00  
(土・日・祝) 9:30～17:00  
(年末年始を除く)

### 小型家電 回収ボックス

### 水銀使用製品 回収ボックス



この回収ボックスが置かれています!  
※事業系ごみは入れないでください。

## 水銀使用製品

### 対象品目



蛍光管



電池



水銀体温計



水銀血圧計



水銀温度計

## 拠点回収

無料

◆蛍光管は、購入時の箱などに入れてお出しください。◆割れた水銀使用製品は回収できません。



回収場所への持参が難しい場合や投入口に入らない大きさのものは、大きさで判断し、

**普通ごみ**、**粗大ごみ(小型)**または**粗大ごみ(大型)**に出してください。

小型家電

水銀使用製品

# 市では収集できないごみ

爆発・火災の原因となるもの、人体に有害なもの、処理が困難なもの、処理に支障をおぼすおそれがあるものについては、市では収集できませんので、ごみ集積場所には出さないでください。

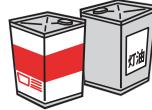
## 対象品目



劇物・毒物



バッテリー

塗料<sup>※1</sup>ガソリン・灯油<sup>※2</sup>

プロパンガスのボンベ

その他  
処理に支障を及ぼすおそれがあるもの



液体



土砂

汚物<sup>※4</sup>

## 危険なもの



ブロック・コンクリート



ピアノ

タイヤのホイールなどの自動車・オートバイの部品<sup>※3</sup>

金庫



電動マッサージチェア

## 頑強なもの



消火器



自動車



バイク

※1 新聞・布などに染み込ませ、固形化しているものは普通ごみへ

※2 ガソリンや灯油が入っていた空の容器は大きさで判断し、普通ごみまたは粗大ごみ（小型）へ

※3 ホイールがないタイヤは大きさで判断し、粗大ごみ（小型）または粗大ごみ（大型）へ

※4 汚物が付着した紙おむつは、汚物をトイレで処分し、紙おむつは普通ごみへ

## 販売店や製造元などで回収するもの

## 廃棄方法

販売店、メーカー、許可を持った専門の処理業者などへ相談し、処理を依頼してください。

## 処理相談窓口

◆ 消火器 株式会社リサイクル推進センター 電話：03-5829-6773

◆ バイク 二輪車リサイクルコールセンター 電話：050-3000-0727

# 事業系ごみ（事業活動に伴って出されたごみ）

事業活動<sup>※5</sup>に伴って生じたごみは「事業系ごみ」として、事業者が自らの責任において適切に処理しなければなりません。種類や量の多少に関わらず、家庭ごみの集積場所に出すことはできません。

※5 事業活動とは、営利を目的とする活動のほか、病院や学校、官公署などの公共サービスも含む

また事業系ごみは「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分かれます。

● 産業廃棄物：事業活動に伴って出されたごみのうち、法令で定める20種類のもの

（例 プラスチック製品、発泡スチロール、金属製品、木製パレット、ガラス製品など）

● 事業系一般廃棄物：事業活動に伴って出されたごみのうち、産業廃棄物以外のもの

（例 書類、木製の棚、生ごみなど<sup>※6</sup>）※6 業種によっては産業廃棄物にあたる場合がある

## 廃棄方法

● 産業廃棄物：大阪府の許可を受けた業者に処理を委託する。

業者については、[大阪府産業廃棄物処理業者名簿](#) [検索]、もしくは大阪府産業廃棄物指導課  
(☎ 06-6941-0351 (代表)) までお問い合わせください。

● 事業系一般廃棄物

方法1 環境衛生センターに自ら持ち込む

事前申込が必要です。→ 13ページ参照

詳細は環境事業課 施設係 (☎ 072-634-1627) まで  
お問い合わせください。

方法2 茨木市の許可を受けた業者に処理を委託する

事業系一般廃棄物全般に関するお問い合わせは、資源循環課 (☎ 072-620-1814) までお問い合わせください。

## 茨木市一般廃棄物収集運搬許可業者

株式会社原産業	(電話) 06-6392-3271
茨木環境保全株式会社	(電話) 072-625-8121
北大阪清掃株式会社	(電話) 06-6952-0355
都市クリエイト株式会社	(電話) 072-681-0089
鷺尾商店株式会社	(電話) 072-622-2173

(50音順)

# 貸与物品

貸与物品は、市が収集しているごみ集積場所での使用に限ります。

貸出場所：環境事業課 及び 資源循環課の窓口

## ●防鳥ネット

(3m×3m、3m×4mの2種)

普通ごみをそのままごみ集積所に置いていると、カラスや猫が荒らしてしまいます。そうならないように、ごみを覆うネットを貸し出しています。



## ●びん回収箱

(縦37.5cm×横52.5cm×高さ36.5cm)

折りたたむと高さが8cm)

びんは割れやすく危険なため、専用の箱を貸し出しています。びん回収箱を利用するときは袋に入れず、直接箱に入れてください。



## ●ごみ集積場所表示板

(縦60.5cm×横45.5cm×厚さ1mm)

ごみ集積場所に設置し、ごみの収集曜日などを書き込むことができるようになっています。



## ●資源物分類表示板

(表示板1枚=縦10cm×横20cm×厚さ2mm)

集積場所へ缶・びん・ペットボトルをそれぞれ分けて出してもらうための表示板です。



## スマイル収集

茨木市が収集する資源物・ごみを所定のごみ集積場所に持ち出すことが困難な方を対象とするサービスで、決まった曜日に玄関先に出された資源物やごみを市が収集に伺います。

### 対象となる世帯

市内に居住し、世帯構成員全員が右のいずれかに該当する世帯です。ただし、親族や近隣の方などの協力を受けることができる世帯は除きます。

- (1) 要介護度3以上の認定を受けている65歳以上の方
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている障害の程度が1級または2級の方
- (3) 療育手帳の交付を受けている障害の程度がAの方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害の程度が1級の方
- (5) その他市長が必要と認める方

※同居している人がいても高齢者や年少者などで協力が困難な世帯は対象となる場合があります。

詳細は環境事業課 業務係（☎072-634-0351）までお問い合わせください。

## 資源物の持ち去りは禁止です！

茨木市では、資源物(缶・びん・ペットボトル、古紙・古布)の持ち去りは、「茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第7条第1項」で禁止事項としています。条例に違反して持ち去り行為を行った場合、持ち去り行為の禁止を命じることがあり、命令に違反した場合は20万円以下の罰金を科せられことがあります。市では、持ち去り行為を防ぐために以下の取組を行っていますので、市民の皆様のご協力をお願いいたします。



### ●ごみ集積所に設置する看板・啓発シートの作成

持ち去り禁止の周知用の看板・防鳥ネット用シートを用意しています。希望される方は、資源循環課（☎072-620-1814）までお問い合わせください。

### ●職員によるパトロールの実施

市職員によるパトロールを実施しています。持ち去り行為を発見した時は、具体的な目撃情報をいただければパトロールの強化につながりますので、ご協力をお願いいたします。

## ごみ分別アプリ「茨ごみプリ」

無料

茨ごみプリは、ごみの分別や収集日が簡単に分かるとても便利なアプリです。収集日のお知らせアラートやごみの分別を楽しく学べるゲーム機能もついています。スマートフォンをご利用の方は無料で簡単にダウンロードできますので、ぜひご利用ください。



配信中!!

アプリの導入方法

方法1：iPhoneをお使いの方はApp store、Androidをお使いの方はGoogle playで「茨木市ごみ分別アプリ」と検索してください。

方法2：右のQRコードを読み取ってください。



iPhone用



Android用

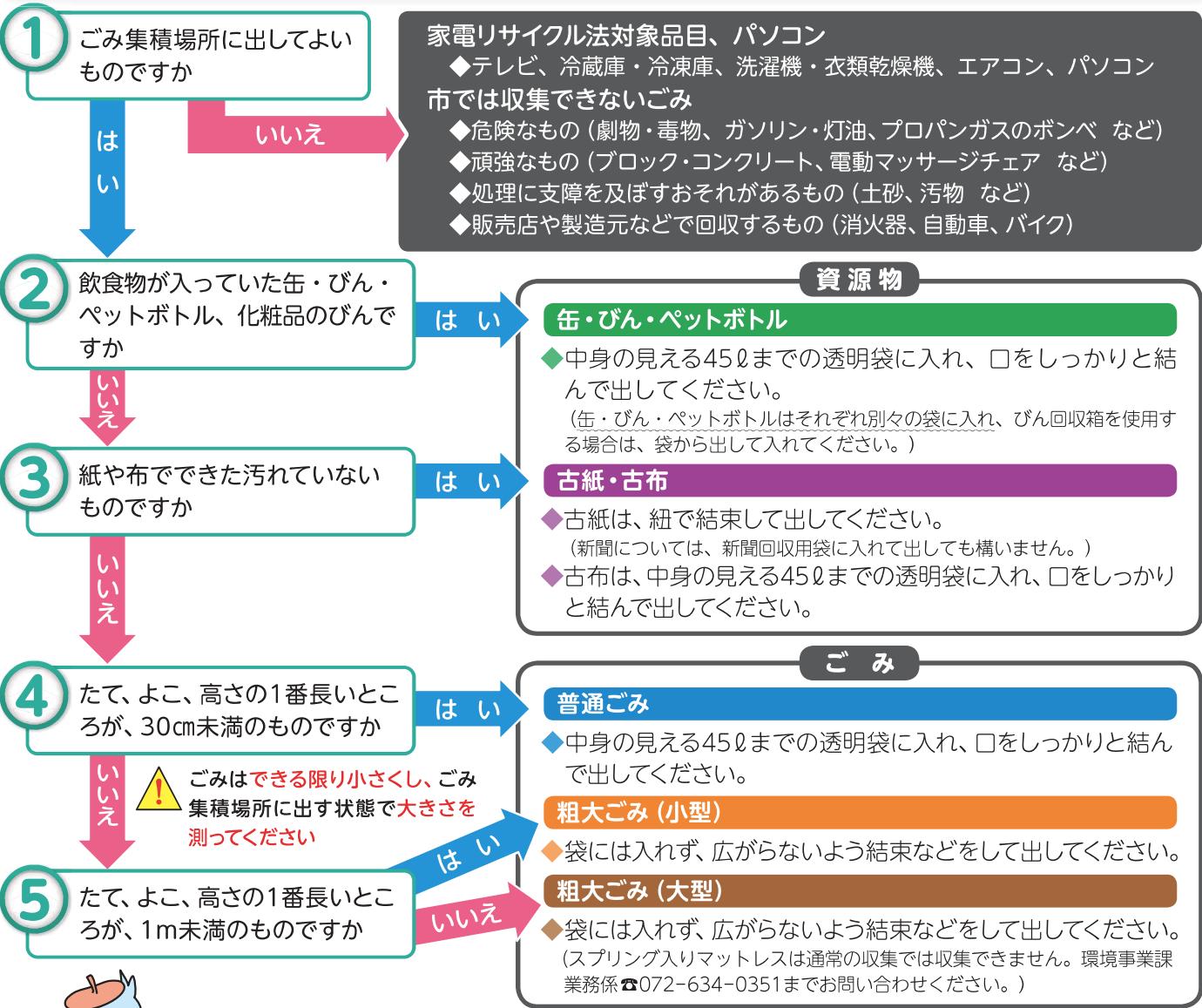


## 収集日

缶・びん・ペットボトル	古紙・古布	普通ごみ	粗大ごみ(小型)	粗大ごみ(大型)
月2回	月1回	週2回	月1回	月1回
・回目の曜日	回日の曜日	曜日	回日の曜日	回日の曜日

\*収集日が分からぬ場合は、「ごみの分け方と出し方」リーフレット(A3版)、ごみ分別アプリ、本市ホームページでお住まいの地域の収集日を確認してください。

## 分け方・出し方



キリトリ「このページは切り取り見える場所に貼るなどご利用ください。」

## 問い合わせ先

●資源物・ごみの 分別、減量化、再資源化 に関するることは

1 資源循環課

(住所) 駅前三丁目8番13号 (茨木市役所南館3階②番窓口)

(電話) 072-620-1814

●資源物・ごみの 収集 に関することは

2 環境事業課 業務係

(住所) 東野々宮町14番1号

(電話) 072-634-0351

●資源物・ごみの 持ち込み に関することは

3 環境事業課 施設係

(住所) 東野々宮町14番1号

(電話) 072-634-1627

